



工作物石綿事前調査者講習機関の登録の公示について

下記の機関について、建築物石綿含有建材調査者講習規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号（以下、「登録規程」という。）第20条の規定による厚生労働大臣からの権限の委任を受け、登録規程第2条第2項に規定する「厚生労働大臣の登録を受けた講習」を行う機関として登録したので登録規程第18条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録講習機関の名称	公益社団法人 奈良県労働基準協会
登録教習機関の住所	奈良県奈良市法蓮町163番地の1
代表者職氏名	会長 植田 良壽
講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	公益社団法人 奈良県労働基準協会 奈良県奈良市法蓮町163番地の1
行うことができる講習	工作物石綿事前調査者講習
登録年月日	令和7年2月12日
登録の有効期間の満了日	令和12年2月11日
登録番号	奈安石工第1号

令和7年2月12日

奈良労働局長

